

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特定疾病受療証の再交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第27条の13
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>第27条の13</p> <p>8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>9 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。</p> <p>10 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失った特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)